

# 防災訓練実施結果報告書

東総 30-27号

平成 31年 3月 12 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県川崎市川崎区堀川町7番地34

氏名 東芝エネルギーシステムズ株式会社

代表取締役 島澤 守

(担当者: 島澤 守 所属: 原子力技術研究所 電話: 044-252-1111)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号	
防災訓練実施年月日	平成30年12月14日	平成30年 5月29日 平成30年12月11日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	放射性物質放出により原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定	
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 通報訓練 (2) 緊急時医療(救助)訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) その他訓練 ・ 要員参集訓練 ・ 自衛消防隊活動との連携訓練	(1) 通報連絡要素訓練 (2) プレス対応要素訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画 第 2 章 第 7 節 1 に基づき実施したものである。

**1. 防災訓練の目的**

重大事故等発生した状況下において、原子力防災組織が有効に機能し事故収束のための緊急時対応能力の習熟を図ること並びに改善点の抽出を行い更なる実効性向上を図ることを目的として、訓練を実施した。

本訓練での訓練目的を達成するための具体的な訓練目標は以下のとおり。

- a. 通報班は、EAL の判断に応じて適切な様式で通報できること
- b. 通報班は、特定事象の発生時刻等記載事項について正確に記載できること
- c. 本部は、事象収束の判断が適切にできること
- d. ERC 対応者は、図面等を用い、発生事象、今後の予測、対応方針及び結果を ERC へ適時伝達できること
- e. 本部は、適時のブリーフィングを行い、本部要員に情報共有できること
- f. 特定事象（第 10 条・第 15 条）発生（発生時刻は本部が判断した時刻）から通報までの時間：15 分以内を目途
- g. 救護班、放射線班は、負傷者の救護、汚染検査、状況の記録、報告ができること
- h. 放射線班は、本部より指示された周辺区域の放射線量率測定と報告ができること
- i. 本部は、モニタリング結果に基づき、周辺への放射線影響評価ができること
- j. 警備誘導班は、本部の指示による避難ルートにより指示された避難先に従業員を避難誘導し、人員点呼と報告ができること
- k. 放射線班は、避難途中で従業員のスクリーニング検査を行い、結果を報告できること
- l. 現場の技術班、放射線班は協力して自衛消防隊の消火活動に必要な情報提供、放射線管理をできること

**2. 実施日時及び対象施設****(1) 実施日時**

平成 30 年 12 月 14 日（金）13:30～15:00

**(2) 対象施設**

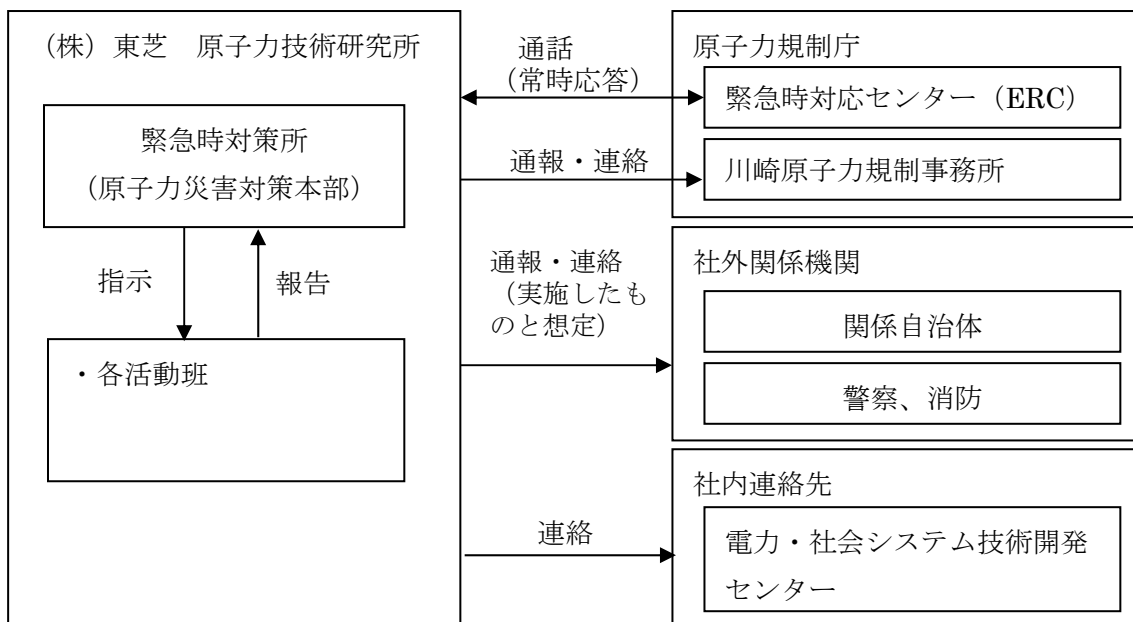
（株）東芝\* 原子力技術研究所

- ・緊急時対策所
- ・臨界実験装置（NCA）施設

\*平成 31 年 3 月 1 日に会社分割し(株)東芝から東芝エネルギーシステムズ(株)に社名変更。

### 3. 実施体制、評価体制及び参加人数

#### (1) 実施体制



※外部関係機関の通報、連絡は以下の機関とし他は省略とする。

原子力規制庁 (ERC プラント班、川崎原子力規制事務所)

#### (2) 評価体制

- 1) 訓練時に社内評価者を配置し、「原子力防災訓練チェックシート」を用いて各訓練の状況の評価した。
- 2) 訓練後に反省会を開催し、社内評価者による評価内容と各活動班による自己評価の確認及び改善点の抽出を行った。

#### (3) 参加人数

参加者；プレーヤ48名、コントローラ1名

参加率；132%【参加者数(プレーヤ+コントローラ)49/訓練対象者数37】

評価者；4名(緊急時対策所1名、発災現場等3名)

### 4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法第10条事象および第15条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

#### (1) 訓練形式

- ・シナリオ開示型

開示理由；原子力防災管理者(以下、「防災管理者」という。)、各活動班等の防災対応の基本的手順を十分に定着させるために、訓練参加者に対して、シナリオを開示した。

- ・訓練途中で時間のスキップは行わない。

## (2) 訓練想定

- ・平日昼間帯に震度 6 弱の地震発生により、NCA 施設の排気ダンパ故障、火災発生、延焼による燃料破損等の事象進展により施設敷地緊急事態(SE)および全面緊急事態(GE)に至る事象を想定した。
- ・NCA 施設で室員 3 名が定期検査作業中であることを想定した。
- ・気象状況は、当日監視盤に貼紙で提示した条件とする。

## (3) 事象進展シナリオ

時間	事象	コントローラ	緊急時対策所	発災現場	その他
13:30	訓練開始:地震発生(震度6弱):警戒事態該当事象の発生			室員3名が定検作業中	強い地震発生の放送
13:31	地震鎮静化	地震情報を情報班に提示	応急処置の指示(火気等処置) 警戒事態該当事象の判断、警戒態勢を発令		地震発生放送(川崎市震度6弱、津波無)
13:33	災害対策本部立ち上げ		N9 2階に災害対策本部立ち上げ ERC連携開始 人員点呼、役割指示		
13:35	NCAで火災発生	気象、線量値を管理室に掲示	管理室の気象、MP、NCAモニタ値の監視報告指示 NCA状況の確認指示>火災発生情報取得 公設消防への通報(模擬)	火災発見 火災通報	
13:40	火災拡大 燃料室に火災拡大		自衛消防隊に出動要請 ◆第1報 警戒事態後経過連絡(NCA火災発生)	初期消火失敗 排気筒ダンパ開、閉操作不可を確認	
13:45	現場で負傷者発生		救護所設置、応急処置の指示 救護所での負傷者処置と状況記録	現場で負傷者発生(右足打撲、右手火傷、汚染無) 汚染検査、担架搬送	
13:50	排気筒ガスモニタ値上昇		モニタリング準備		
14:00	排気筒ガスモニタ値5μSv/h相当値に到達		排気筒ガスモニタ値7000cpm(5μSv/h相当値)に到達確認 ◆第2報 警戒事態後経過連絡(ガスモニタ値上昇、負傷者)	周辺区域モニタリング(線量率測定) 指示地点の線量率測定、報告	
14:05	ガスモニタ値高継続		従業員避難準備		
14:10	5μSv/h相当値以上が10分継続		5μSv/h相当値以上10分継続 特定事象を判断 原子力災害対策本部設置		
14:15	特定事象通報  消火活動		◆第3報 特定事象通報(第10条・第15条) 従業員避難指示  第15条認定会議への対応	避難誘導、放射線班によるスクリーニング、 点呼、本部への報告 自衛消防隊の消火活動(放水は模擬)	
14:25	25条報告 第1報		◆第4報 25条報告(線量情報、負傷者情報)	負傷者の搬送終了	
14:30	火災が収まる		排気筒ダンパ閉操作指示	排気筒ダンパ閉操作(模擬)	
14:40	排気筒ダンパ閉		ガスモニタ値推移の監視指示	排気筒ダンパ閉操作成功	
14:45	収束		ガスモニタ値が300cpmに下降を確認、収束を判断		
14:50	25条報告 第2報		◆第5報 25条報告(経過、収束)		
15:00	訓練終了		ERC連携終了～振り返り		訓練終了放送

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 緊急時医療（救助）訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) その他訓練
  - ・ 要員参集訓練
  - ・ 自衛消防隊活動との連携訓練

## 7. 防災訓練の結果および評価

以下、文中の [改善点 (番号)] は「9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点 (対策)」の事項番号を示す。

### (1) 原子力災害対策本部

#### 1) 緊急時態勢の発令、原子力災害対策本部の設置、要員参集訓練

[結果]

- ・ 防災管理者は、地震（震度6弱）発生時に警戒事態の EAL を判断して警戒時態勢を発令し、保安規定による災害対策本部を設置し、原子力防災要員（以下、「要員」という。）を召集して、要員参集訓練を行なった。
- ・ その後、NCA 排気筒ガスモニタの指示値が上昇し、原災法第 10 条、第 15 条の特定事象レベルに同時に達したことから、防災管理者は、全面緊急事態(GE)および施設敷地緊急事態(SE)と判断、緊急時態勢を発令し、緊急時対策所（以下、「緊対所」という。）に原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置した。
- ・ 防災管理者は、適宜、本部要員にブリーフィングを行った。
- ・ 防災管理者は、火災が収まった後、排気筒モニタ値が通常の 10 倍より下回り、排気ダンパ閉により放射性物質の放出が停止したことを確認したことから事態収束の判断を行った。

[評価]

- ・ 防災管理者は、緊対所に要員を招集し、事象の進展の節目において、緊対所の全員に対する適宜のブリーフィングを行い情報共有できた。
- ・ 防災管理者は、原子力防災マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に従い、排気筒モニタ値が通常の 10 倍より下回り、排気ダンパ閉により放射性物質の放出が停止したことを確認して事態収束を適切に判断できた。
- ・ ただし、事態収束を判断した際に、特定事象が非該当となったことを ERC へ連絡することができなかった。[改善点⑩]

#### 2) 通報訓練

[結果]

- ・防災管理者は、地震発生時に警戒事態の EAL を判断し、所定の社内連絡先へ連絡した。
- ・その後、NCA で火災が発生の連絡を受けて、警戒事態事象発生後の経過連絡を所定の外部関係機関へ行った。
- ・さらに、NCA 排気筒ガスモニタの指示値が上昇し、原災法第 10 条、第 15 条の特定事象レベルに同時に達したことから、防災管理者は、全面緊急事態(GE)および施設敷地緊急事態(SE)を判断、発令し外部関係機関と社内連絡先へ通報、連絡した。
- ・全面緊急事態の通報後は、原災法第 25 条に基づき応急措置を行うとともに、適宜、外部関係機関へ事象の進展や放射線量の推移を含めて応急措置の概要報告を行った。
- ・ERC 対応者は、緊対所において電話回線を ERC と常時接続して、事象の状況、応急措置の状況等を適宜報告した。

[評価]

- ・防災管理者は、EAL の判断に応じて適切な様式で通報でき、火災発生時は、「警戒事態事象発生後の経過連絡」、特定事象発生時は、「特定事象発生通報」様式を用いた。
- ・「特定事象発生通報」様式での特定事象の発生時刻等の記載事項については、適切に記載でき、特定事象の発生時刻は、防災管理者が事象発生を判断した時刻を記載できた。ただし、「警戒事態事象発生後の経過連絡」様式で、警戒事態の発生時刻の記載漏れがあった。[改善点⑨]
- ・特定事象の通報は、事象を判断してから目標の 15 分以内に実施できた。
- ・ただし、ERC 対応者は通報連絡の初期情報として、NCA の運転状況（原子炉は停止中、燃料はない）、建屋内の核燃料物質又は放射性廃棄物の保管場所、核燃料物質の使用施設の異常有無等の状況を説明できなかった。ERC 対応者により避難状況を連絡したが、通報 FAX 文にはその情報が記載されなかった。[改善点①]
- ・また、放射性物質の放出状況において、放出核種、性状等の情報についても初期段階で説明できなかった。[改善点②]
- ・同様に、排気筒モニタ値の上昇の連絡において、上昇原因について説明できなかった。[改善点③]
- ・ERC 対応者は、図面等を用い、発生事象、今後の予測、対応方針及び結果を ERC へ適時説明できた。ただし、放射線量データの連絡の際、データ確認時刻や単位を省略する場合があります。また、線量の変化の傾向（上昇か下降か）など丁寧な説明が十分でなかった。[改善点④、⑧]
- ・ERC 対応者は、特定事象に至った後の周辺モニタリング値の継続的な連絡が十分でなかった。[改善点⑤]
- ・防災管理者は、ERC との特定事象の認定会議に参加し、特定事象発生の判断根拠を主体的かつ適切に説明できた。しかし、セットで説明すべき応急対策の実施方針と

今後の収束見込みの説明ができなかった。[改善点⑦]

### 3) 現場対応への指示と情報収集訓練

[結果]

- ・本部は、気象状況を確認し、モニタリング測定場所、避難誘導経路、スクリーニング検査実施場所を選定して指示した。
- ・本部は、負傷者発生連絡を受け、救護所の設置、負傷者の救護を指示した。
- ・本部は、周辺監視区域内の線量率モニタリングの結果をもとに周辺環境への放射線影響評価を行った。

[評価]

- ・本部は、負傷者発生連絡を受けて、救護班の現場派遣を指示し、また、本部近くに救護所の設置と看護要員（産業医、看護師）の配置を指示することができた。
- ・本部は、気象条件の情報収集により安全な避難経路、スクリーニング場所、避難場所を選定し、警備誘導班への指示が的確に実施できた。
- ・本部は、気象条件の情報収集により、風下側のモニタリング場所の選定とモニタリングの指示が的確に実施できた。
- ・本部は、排気筒からの放射性物質の放出、放射線班による敷地内の放射線量モニタリング測定結果受け、周辺への影響評価を適切に行うことができた。

## (2) 現場対応

### 1) 緊急時医療（救助）訓練

[結果]

- ・放射線班は、現場の技術班（室員）とともに、負傷者の汚染検査を行って管理区域から搬出した。
- ・救護班は、本部の指示を受け、負傷者の救護、搬送を行った。
- ・看護要員（産業医、看護師）は、本部の指示を受け救護所を設置し、搬送された負傷者の応急手当を行い、負傷者の状況を記録し、本部へ報告した。

[評価]

- ・火災発生時に現場に派遣されていた放射線班は現場の技術班（室員）と協力して負傷者の汚染検査を適確に実施し、管理区域から負傷者を搬出できた。
- ・救護班及び看護要員（産業医、看護師）は、負傷者の救護、状況の記録を行い、本部へ報告ができた。

### 2) モニタリング訓練

[結果]

- ・放射線班は、本部の指示を受け、周辺監視区域内の線量率モニタリング測定を実施した。
- ・放射線班は、モニタリング結果を本部に報告した。

[評価]

- ・放射線班は、本部の指示を受け、モニタリング資機材の準備と指示された場所でのモニタリング測定が手順通り実施できた。
- ・放射線班は、測定結果を適時本部へ報告できた。

### 3) 避難誘導訓練

#### [結果]

- ・警備誘導班は、本部の指示を受け、避難従業員を避難誘導した。
- ・放射線班は、本部の指示を受け、避難従業員のスクリーニング検査を実施し、検査結果を本部に報告した。

#### [評価]

- ・警備誘導班は、本部からの指示に従って、従業員避難者の人員点呼、避難誘導を円滑に実施できた。
- ・放射線班は、本部の指示に従って、スクリーニング資機材の準備と従業員避難者のスクリーニング検査、記録を円滑に行い、本部への結果報告が遅滞なく実施できた。

### 4) 自衛消防隊活動との連携訓練

#### [結果]

- ・本部は、火災発生連絡を受けて自衛消防隊に出動の要請を行った。
- ・現場の技術班と放射線班は、自衛消防隊の初期消火活動を支援する活動として、自衛消防隊に対して、状況の説明、線量計の着用を実施した。

#### [評価]

- ・本部は、火災発生連絡を受けて、遅滞なく自衛消防隊に出動の要請ができた。
- ・現場技術班（室員）は、自衛消防隊の初期消火活動を円滑に実施するため、管理区域内を含めた現場状況説明、誘導等の連携活動ができた。
- ・ただし、本部は、放射性物質の放出が想定されている発災現場での自衛消防隊の消火活動及び技術班による排気ダンパ閉操作の活動に対して、内部被ばくの防護として放射線防護マスクの装備指示をしなかったため、防護マスクを未着のまま現場活動をさせてしまった。**[改善点⑥]**



## 8. 前回訓練時の改善点への取組み結果

前回の総合訓練（平成30年2月23日）における改善点への取組み結果は以下のとおり。

前回の総合訓練において抽出した改善点	取組み結果 [ ] 内は「9.今後の原子力災害対策に向けた改善（対策）」示す。
使用した様式が所定の通報様式でなかった。	<p>改善：緊対所に配備している様式用紙に手書きで「訓練」の文字を記入して用いる。これを要素訓練で確認する。通報様式の運用をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：緊対所に配備の用紙に「訓練」を手書きして用いることにより所定の通報様式を活用できた。</p>
火災の発生について「警戒事態の事象発生連絡」様式を用いた。	<p>改善：通報連絡の具体的な運用、要領をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：火災発生が警戒事態事象発生後であったので、「警戒事態事象発生後の経過連絡」様式にて連絡できた。</p>
敷地境界放射線量上昇と同時に発生した通常経路放出の特定事象を合わせて通報できなかった。	<p>改善：特定事象が複数発生した場合に全てを通報する運用をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：通常経路放出での第10条、第15条事象同時発生の通報が実施できた。</p>
放射線量が十分に下がり切っていない状況で事態収束の判断を行った。	<p>改善：事態収束の判断基準をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：事態収束の判断基準に従って収束の判断を行うことができた。</p>
通報様式で特定事象の発生時刻が違った。	<p>改善：通報連絡の具体的な実施要領、発生時刻の記載要領、様式の記載例、注意点をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。通報文作成時の班員、防災管理者によるチェック体制を要素訓練で確認した。</p> <p>結果：特定事象発生通報に本部で判断した時刻を記入して通報できた。しかし、警戒事態事象発生後の経過連絡で警戒事象の発生時刻の記入漏れがあった。[改善点⑨]</p>
ERC への FAX 着信確認の記録を行っていなかった。	<p>改善：マニュアルに「FAX 着信確認」用紙を作成し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：「FAX 着信確認」の運用により漏れなく確認記録できた。</p>

<p>事象の今後の予測、対応方針を ERC へ積極的に伝えられなかった。</p>	<p>改善：マニュアルに ERC 対応者の役割として積極的な情報発信を記載し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：ERC 対応者は、施設の状況、線量情報や事象への対応方針を発信できた。しかし、防災管理者は、ERC との特定事象認定会議に参加し、特定事象への応急対策の実施方針と今後の収束見込みの説明ができなかった。<b>[改善点⑦]</b></p>
<p>ERC 対応者が優先度をつけた発信ができなかった。</p>	<p>改善：ERC と共有すべき重要情報を「ERC 対応メモ」に記録するようマニュアルに追加し、これを教育、訓練した。</p> <p>結果：「ERC 対応メモ」用紙を用いて質問や重要事項を記録した。また、ERC 対応者は前回より積極的に施設状況の説明できた。しかし、時刻、単位の省略や放射線量の変化傾向の説明など丁寧な説明が十分でなかった。<b>[改善点④]</b></p>
<p>FAX 文の誤記が多い。文字が不鮮明、丸囲みで強調したつもりがかえって見えにくくなった。</p>	<p>改善：通報連絡の具体的な実施要領、様式の記載例、注意点をマニュアルに記載し、これを教育、訓練した。通報文作成時の班員、防災管理者によるチェック体制を訓練した。</p> <p>結果：誤記等のケアレスミスは前回より減ったものの、警戒事態事象発生後の経過連絡で警戒事象の発生時刻の記入漏れがあった。<b>[改善点⑨]</b></p>
<p>「不明」選択の注記説明がなく、情報が不十分であった。</p>	<p>改善：「不明」、「確認中」の場合は、補足を注記するよう教育、訓練した。</p> <p>結果：今回、「不明」等の選択は無かったが、受信側が判り易いよう「軽症により搬送無し」などの注記は実施できた。</p>
<p>緊対所全員への情報共有が不十分であった。</p>	<p>改善：緊対所での適時のブリーフィングなど、情報共有の手段を検討し、対応要領をマニュアルに記して教育、訓練した。</p> <p>結果：防災管理者は、事象の進展での節目において、本部要員全体に対してブリーフィングを行い、情報の共有ができた。</p>

## 9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
①	<p>改善点：・ERC 対応者は通報連絡の初期情報として、NCA の運転状況（原子炉は停止中、燃料はない）、建屋内の核燃料物質又は放射性廃棄物の保管場所、核燃料物質の使用施設の異常有無等の状況を説明できなかった。</p> <p>・ERC 対応者により避難状況を連絡したが、通報 FAX 文にはその情報が記載されなかった。</p> <p>原因：火災発生の通報にのみ着目した。初期情報として伝えるべき項目がマニュアルで予め明確になっていない。</p> <p>対策：マニュアルに、初期情報として施設の運転状況、核燃料・RI の使用状況、放射線量、負傷者情報、避難情報等の ERC に伝えるべき項目を明確にして、確実に報告できる「初期情報シート」を作成する。また、通報文記載及び ERC 対応者の初期通報の要領を記載し、教育および要素訓練する。</p>
②	<p>改善点：放射性物質の放出に関し、初期段階で放出核種、性状について判断、推定して ERC に発信できなかった。</p> <p>原因：排気モニタの値にのみ着目した。放射性物質漏えい時に伝えるべき項目が予め明確になっていない。</p> <p>対策：放射性物質放出時には、その核種、性状について早期の判断、推定が必要であることをマニュアルに記載し、教育および要素訓練する。</p>
③	<p>改善点：ERC 対応者より NCA で分電盤の火災後に排気筒ガスモニタの値が上昇したと連絡したが、何故分電盤の火災でモニタ値が上昇するのか因果関係について丁寧な説明できなかった。</p> <p>原因：モニタ値上昇の原因推定に関する説明の必要性（重要性）の認識がなかった。</p> <p>対策：重要情報の発信について事象の原因推定も重要であることから、丁寧な説明を行う旨をマニュアルに記載し、教育および要素訓練するとともに、今後の訓練で、スムーズなコミュニケーションができるよう練度を上げて行く。</p>
④	<p>改善点：モニタリングポスト（以下、「MP」という。）値について数値のみの発話で、上昇していることの説明をしなかった。また、MP 値に単位を付けずに数値のみ発話した。</p> <p>原因：線量等の情報の増加減少傾向、単位が重要な情報であることの認識が不足していた。</p> <p>対策：マニュアルの「ERC 対応者の役割」に線量等の情報の増加減少傾向、単位も重要な情報であることを追記し、教育、要素訓練を行なう。</p>
⑤	<p>改善点：放射性物資放出による特定事象に至った後、周辺のモニタ値の連絡が少なかった。</p>

	<p>原因：特定事象に至った以降、応急対応に関する情報が最優先情報であると傾注してしまい、その後の放射線情報の発信を注視しなかった。</p> <p>対策：マニュアルの「ERC 対応者の役割」に事態収束するまでは放射線情報は重要な情報であることを追記し、教育、要素訓練を行なう。</p>
⑥	<p>改善点：消火活動を行った自衛消防隊、ダンパ閉操作を行った技術班が防護装備を着用しなかった（模擬として着用した想定ともしなかった）。</p> <p>原因：防護装備については現マニュアルに記載がなく、放射性物質放出時の装備基準が明確でない。</p> <p>対策：マニュアルに内外被ばく防止の観点から放射性物質防護装備の基準を記載し、教育、要素訓練を行なう。</p>
⑦	<p>改善点：特定事象の認定会議において、特定事象発生判断根拠の説明のみで応急対策、収束見込の説明ができなかった。</p> <p>原因：確認／認定会議における説明内容の認識が事象判断根拠のみであった。確認／認定会議での事業者側からの説明項目が予め明確になっていない。</p> <p>対策：マニュアルに「特定事象認定会議への参加」の項目を追加して、事業者からの説明内容を記載し、教育、要素訓練を行う。</p>
⑧	<p>改善点：ERC 対応者は、事象発生や確認数値の時刻情報の発話が抜ける場合があった。</p> <p>原因：伝える情報が何時何分の情報であるかという時刻情報も重要であることの認識が不足していた。</p> <p>対策：マニュアルの「ERC 対応者の役割」に伝える情報が何時何分のものか（時刻）も伝えることを記し、教育および要素訓練で練度をあげていく。</p>
⑨	<p>改善点：警戒事象発生時刻の記載漏れがあった。</p> <p>原因：チェック者の確認で記載漏れ確認のレ点チェック等を行っていなかった。</p> <p>対策：チェック体制の拡充のほかチェック漏れ防止対策として、記載部へのレ点チェックを取り入れ、チェック要領をマニュアル化し、教育および要素訓練を行なう。</p>
⑩	<p>改善点：事態収束を判断した際に EAL 非該当となった旨を連絡できなかった。</p> <p>原因：マニュアルに記載しておらず、認識がなかった。</p> <p>対策：EAL 非該当となった場合の連絡についてマニュアルに記載し、教育、訓練する。</p>

## 10. 総括

今回の訓練結果を下に P D C A を回すことにより、原子力防災業務計画および中期計画を見直し、防災体制の継続的な改善を図っていく。

以上

## 防災訓練の結果の概要（要素訓練）

## 1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節に基づき実施した要素訓練であり、各事象収束に対する各種手順に対する対応の習熟が目的である。

## 2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた改善点

報告対象期間中に実施した要素訓練の結果と改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日時	参加者数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練 (1回目)	指揮者、通報班、情報班、ERC 対応者の役割、注意事項を確認した。	指揮者（正副原子力防災管理者）、通報班、情報班、ERC 対応者	平成30年5月29日 9:15～10:45	8名	結果：各員の役割、注意事項を確認した。 改善点：・FAX着信確認書に関する課題が抽出された。このため、FAX着信確認書に関するマニュアルを改善し、追加の教育と要素訓練を実施し、確実に着信確認できることを確認した。
通報訓練 (2回目)	指揮者、通報班、情報班、ERC 対応者の役割、注意事項を確認した。	指揮者、通報班、情報班、ERC 対応者	平成30年12月11日 13:15～14:45	6名	結果：各員の役割をマニュアルに基づき確認した。 改善点：特になし。
プレス対応 要素訓練	シナリオをもとにプレス配布 資料作成訓練を行なった。	副防災管理者、 広報班員	平成30年12月11日 15:00～16:00	4名	結果：プレス配布資料の作成ができることを確認した。 改善点：特になし。

以上